

【経年でみる国の施策】

昭和 39 年 東京オリンピック後、国民の健康・体力増強策

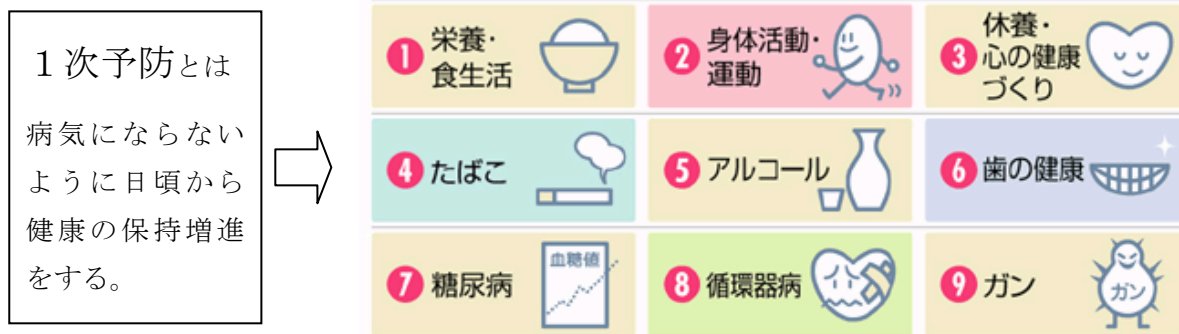
昭和 53 年 第 1 次国民健康づくり事業

昭和 63 年 第 2 次国民健康づくり事業

平成 12 年 第 2 次国民健康づくり事業

通称『健康日本 21』

★健康増進と生活習慣病の 1 次予防に重点



★通称『すこやか親子 21』

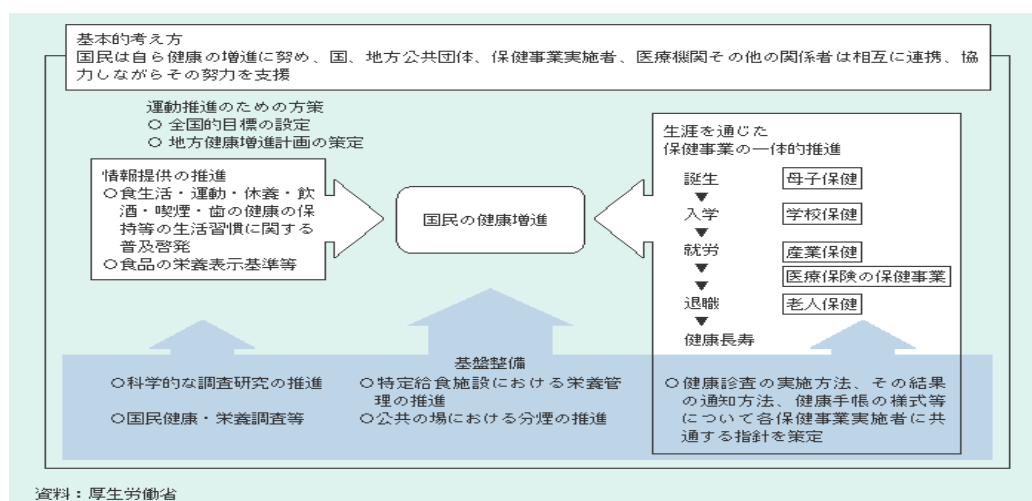
H1 合計特殊出生率が史上最低（1.57）となり様々な少子化対策が施行されるが H11 には 1.34 となり、親子・関係者・関係機関・団体が一体となって推進する必要がある国民運動計画となった。

平成 13 年 医療制度改革大綱策定

★超高齢化による医療費の膨張・少子化による人口構造変化等で医療費の適正化が急務となっている。医療費を根本から減らすには国民が健康でなければならないという視点から、健康寿命の延伸・生活の質の向上を実現するため、健康づくりや疾病予防を推進する。そのため、早急に法的基盤を含め環境整備を整える事となる。

平成 15 年 『健康増進法』が施行

健康増進法の骨格



各計画の特徴

(1) 健康日本21

①基本方針

1. 一次予防の重視
2. 健康づくり支援のための環境整備
 - 社会全体による支援
 - 休日、休暇の活用の促進
3. 目標等の設定と評価
4. 多様な関係者による連携のとれた効果的な運動の推進
 - 多様な経路による情報提供
 - ライフステージや性差等に応じた健康増進の取組の推進
 - 多様な分野における連携

②目標設定

1. 栄養・食生活
 - 1-1 適正な栄養素（食物）の摂取
 - 1-2 適正な栄養素（食物）の摂取のための個人の行動
 - 1-3 適正な栄養素（食物）の摂取のための個人の行動を支援するための環境づくり
2. 身体活動・運動
 - 2-1 日常生活における身体活動に対する意識
 - 2-2 運動習慣
3. 休養・こころの健康づくり
 - 3-1 ストレスの低減
 - 3-2 睡眠の確保
 - 3-3 自殺者の減少
4. たばこ
 - 4-1 たばこの健康影響への十分な知識の普及
 - 4-2 未成年者の喫煙防止（防煙）
 - 4-3 受動喫煙の害の排除と減少させるための環境づくり（分煙）
 - 4-4 禁煙希望者に対する禁煙支援
5. アルコール
 - 5-1 多量飲酒者の減少
 - 5-2 未成年者の飲酒防止
 - 5-3 節度ある適度な飲酒についての知識の普及
6. 歯の健康
 - 6-1 う蝕及び歯周病の予防
 - 6-2 歯の喪失防止

7. 糖尿病

7-1 生活習慣の改善

7-2 糖尿病有病者の早期発見

7-3 治療の継続

7-4 生活習慣の改善が糖尿病有病者の減少に及ぼす影響についての推計

8. 循環器病

8-1 生活習慣の改善

8-2 循環器病の早期発見

8-3 生活習慣の改善が循環器病による死亡率等の減少に及ぼす影響についての推計

9. が ん

9-1 生活習慣の改善

9-2 がん検診の受診者等

10. メタボリックシンドローム ※中間評価により追加

10-1 特定健康診査実施率の向上

10-2 特定保健指導実施率の向上

(2) 健やか親子21

①主要課題

1. 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進
2. 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援
3. 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備
4. 子どもの心の安らかな発達と育児不安の軽減

②指 標

1. 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進
 - 1-1 十代の自殺率
 - 1-2 十代の人工妊娠中絶実施率
 - 1-3 十代の性感染症罹患率
 - 1-4 15歳の女性の思春期やせ症(神経性食欲不振症)の発生頻度
 - 1-5 児童生徒における肥満児の割合
※中間評価により追加
 - 1-6 薬物乱用の有害性について正確に知っている小・中・高校生の割合
 - 1-7 十代の喫煙率 「健康日本21」 未成年者の喫煙をなくす
 - 1-8 十代の飲酒率 「健康日本21」 未成年者の飲酒をなくす
 - 1-9 避妊法を正確に知っている18歳の割合
 - 1-10 性感染症を正確に知っている高校生の割合
 - 1-11 学校保健委員会を開催している学校の割合
 - 1-12 外部機関と連携した薬物乱用防止教育等を実施している中学校・高校の割合
 - 1-13 スクール・カウンセラーを配置している中学校(一定の規模以上)の割合

- 1-14 思春期外来(精神保健福祉センターの窓口を含む)の数
- 1-15 思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合
 - ※中間評価により追加
- 1-16 食育の取組を推進している地方公共団体の割合(4-14 再掲)
 - ※中間評価により追加
- 2. 妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保と不妊への支援
 - 2-1 妊産婦死亡率
 - 2-2 妊娠・出産について満足している者の割合
 - 2-3 産後うつ病の発生率
 - 2-4 妊娠 11 週以下での妊娠の届出率
 - 2-5 母性健康管理指導事項連絡カードを知っている就労している妊婦の割合
 - ※中間評価により変更
 - 2-6 周産期医療ネットワークの整備
 - 2-7 正常分娩緊急時対応のためのガイドラインの作成
 - 2-8 産婦人科医・助産師数
 - ※中間評価により変更
 - 2-9 不妊専門相談センターの整備
 - 2-10 不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合
 - 2-11 不妊治療における生殖補助医療技術の適応に関するガイドラインの作成
- 3. 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備
 - 3-1 周産期死亡率
 - 3-2 全出生数中の極低出生体重児の割合 全出生数中の低出生体重児の割合
 - 3-3 新生児死亡率 乳児(1 歳未満)死亡率
 - 3-4 乳児の SIDS 死亡率
 - 3-5 幼児(1～4 歳)死亡率
 - 3-6 不慮の事故死亡率
 - 3-7 う歯のない 3 歳児の割合
 - ※中間評価により追加
 - 3-8 妊娠中の喫煙率、育児期間中の両親の自宅での喫煙率
 - 3-9 妊娠中の飲酒率
 - 3-10 かかりつけの小児科医を持つ親の割合
 - 3-11 休日・夜間の小児救急医療機関を知っている親の割合
 - 3-12 事故防止対策を実施している家庭の割合
 - 3-13 乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合
 - 3-14 心肺蘇生法を知っている親の割合
 - 3-15 乳児期にうつぶせ寝をさせている親の割合
 - 3-16 6 ヶ月までに BCG 接種を終了している者の割合
 - ※中間評価により変更
 - 3-17 1 歳 6 か月までに三種混合・麻しんの予防接種を終了している者の割合

- 3-18 初期、二次、三次の小児救急医療体制が整備されている都道府県の割合
- 3-19 事故防止対策を実施している市町村の割合
- 3-20 小児人口に対する小児科医・新生児科医師・児童精神科医師の割合
- 3-21 院内学級・遊戯室を持つ小児病棟の割合
- 3-22 慢性疾患児等の在宅医療の支援体制が整備されている市町村の割合
- 4. 子どもの心の安らかな発達と育児不安の軽減
 - 4-1 虐待による死亡数
 - 4-2 法に基づき児童相談所等に報告があった被虐待児数
 - 4-3 子育てに自信が持てない母親の割合
 - 4-4 子どもを虐待していると思う親の割合
 - 4-5 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合
 - 4-6 育児について相談相手のいる母親の割合
 - 4-7 育児に参加する父親の割合
 - 4-8 子どもと一緒に遊ぶ父親の割合
 - 4-9 出産後1か月時の母乳育児の割合
 - 4-10 周産期医療施設から退院したハイリスク児へのフォロー体制が確立している保健所の割合
 - 4-11 乳幼児の健康診査に満足している者の割合
 - 4-12 育児支援に重点をおいた乳幼児健康診査を行っている自治体の割合
 - 4-13 乳児健診未受診児など生後4ヶ月までに全乳児の状況把握に取り組んでいる市町村の割合 ※中間評価により追加
 - 4-14 食育の取組を推進している地方公共団体の割合（1-16 再掲）
※中間評価により追加
 - 4-15 常勤の児童精神科医がいる児童相談所の割合
 - 4-16 情緒障害児短期治療施設数
 - 4-17 育児不安・虐待親のグループの活動の支援を実施している保健所の割合
 - 4-18 親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合

（３）母子保健計画

①基本的視点

1. 安全な妊娠、出産の確保
2. 安心のできる子育て環境の確保
3. 健康的な環境の確保
4. 個人の健康状態に応じた施策の推進

②内 容

1. 母子保健をめぐる現状
 - 1-1 妊産婦死亡数

- 1-2 新生児死亡数
- 1-3 乳児死亡数
- 1-4 疾病の発生動向
- 2. サービス提供の現状等
 - 2-1 健康診査、保健指導及び訪問指導などのサービス提供の現状把握
 - 2-2 上記の概要及び問題点
 - 2-3 母子保健推進員、愛育班等の活動
 - 2-4 保育所における保育対策
 - 2-5 放課後児童対策
 - 2-6 児童委員の活動状況等福祉施策
 - 2-7 教育等関連施策の現状
- 3. サービスの目標
 - 3-1 総合的な目標
 - 3-2 母子保健施策にかかる重点事項
 - 3-3 各事業の標準の設定
 - 保健指導
 - 訪問指導
 - 健康診査
 - 基盤整備、人材の確保
 - その他各種施策